○議長(稲葉昭宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時58分)

◎議案第42号、第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第13、議案第42号 平成25年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定について、日程第14、議案第43号 平成25年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第42号は、平成25年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定について。議案第43号は、平成25年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

詳細につきましては担当課長をして説明をします。

(生活環境課長 高橋良延君 説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番(土屋清武君) 15ページ、委託料として、115万4286円、これは温泉量水器取替というようなことが記されているわけですけれども、これは何件分の取り替えか。

全部取り替えたとしても、356戸だよね。給湯しているのは。私は初めて気がついたんですけれども、それで、メーターの下の16ページに、委託料としてメーター器の検針となっていますけれども、これは、356戸でも実質検針は主に自家用関係でしょう。

流しっぱなしの場合については、検針する必要ないわけでしょう。見回りながら、いつも 5リットルなら5リットル契約分が出ているかということであって、料金関係については、 これは自家用の分だけでしょう、メーター検針は。というようなことで・・、それで、ここ は、職員が、ここで書いてありますけれども、損益勘定職員2名ですね、事務員が。これだ けの会計を2人でやっているのか。昔は検針だってみんな職員がやっていた。メーター器の 取り替えも職員がやっていた。これでいくと、ちょっと私は考えられないですけれども、説 明をお願いします。

○生活環境課長(高橋良延君) それでは、まず、土屋議員の1点目のメーターの取り替えの

関係でございます。メーターの取り替えについては、計量法によりまして、8年に1回取り替えるということが義務付けられているところです。

ですから、いっぺんに全て350何某を替えるというものではございません。昨年取り替えた メーターについては70個でございます。その70個分について、この委託が発生したというこ とでございますので、それは、年度、年度取り替えの計画を立てて、やっているところでご ざいます。いっぺんにということではございませんので、ご承知いただきたいと思います。

それから、2点目、メーター器の検針業務の関係でございます。検針業務については、検 針員の方が。温泉の場合は毎月検針ですので、毎月回っております。いま言いましたよう に、営業用はカウントをいたしませんので、自家用のところ、これがいわゆる使用量によっ てかかってくるわけですので、そこは検針をしております。

昨年検針した、要するに1年間の合計件数が3869件ということで、それに1件あたりの委 託料を我われは75円ということで契約を結んでおりますので、3869件に75円を掛けたもので 委託料をお支払いしているという形でございます。

それで、もう1点、職員2名分ということで、前は職員が検針をやっていたというようなこともありましたけれども、職員2名分をここで温泉会計で載せておりますけれども、実際、公営企業室、水道・温泉を全てやっている体制としては、5名でやっております。その5名の中で、全部の町の水道あるいは温泉の全ての業務をやっているということですので、ここで、この2名が全て温泉をやっているということではございませんので、水道と温泉全ての業務を5人でやっている。それで水道の会計の方に3人、温泉の会計の方に2人ということで、予算として割当させていただいたということでございますので、確かに、そういった・・、昔はやっていたということは私も承知しておりますけれども、今現在は委託という形で、人を雇いまして、検針をやってもらっているという状況でございます。

○6番(土屋清武君) 昨年のメーター器の取り替えだって、昨年70ですか。見回りに行く時に、どれだけ時間がかかると思いますか。メーター器を1基取り替えるのに。私も一緒に行きましたよ。私自身もやったことがあります、これは。今ずいぶんあれだなと思って、びっくりしたんですけれども、これは、町長、もう少し汗水たらして動けばね。昔私だってびっしょになったんですけれども。ちょっとこのまんまだとね・・。どうかと思うんですけれども・・。昔だってそんなに特別職員が多かったわけではないですから。水道だって、昔は検針員じゃなくて職員がやっていたんだから・・。ちょっとそこら辺を町長、今後このようにやっていくのかどうか。ちょっとご意見を伺います。

- ○生活環境課長(高橋良延君) 土屋議員のおっしゃることも本当にごっともでございますが、昔のことといいますと、今現在は公営企業室ということで、前は水道・温泉で一つの課をもって、なおかつ工務的なセクションがあって、業務の方もあってという形であるんですけれども、今現在もう水道・温泉全て、例えば、業務の方も工務の方に行ったりとか、現に水質検査とか、そういったものも業務の方の人間も割当なければいけない状態ですので、それはそれなりにやってはおります。ですけれども、どうしてもやれないところについては、そこはある程度委託とか、そういったことで出させていただいて、対応させていただいているというところでございますので、全て今はもうそういった係、係ということじゃなくて、本当に工務の方にも業務の係員が行ったりとかということはやっておりますので、そこはご承知おきいただけたらと思うんですけれども。よろしくお願いいたします。
- ○9番(一瀬寿一君) 温泉については、非常に内容も良くて、特別あれはございませんけれ ども、9ページに自家用321戸、営業が35戸、決算内容は、私もいいと思うんですけれども、 今後のことに関して、加入者もゼロと、最近、ここ近年ずっと加入者がないんだよね。

加入者がないということは、やっぱり温泉事業が、今の現状維持だとジリ貧で墓場行きになるよと、要するに、積極性が全くないわけだけれども、この辺のところを考えていかないと、景気もいま全く悪い。そして民宿も旅館もやめようかというようなところがあって、これはさらに営業用も自家用も減ってくるようなことがあると、これはうかうかしてはいられないと、そういうことで、私は、今後に・・、豊富な湯量なんて安心していると、大間違いで、その辺をやはり3カ年計画とか5カ年計画とか、なんか計画をしていかないと、これはどんどんジリ貧に・・、いくらお金が今はあるといっても、とんでもないことになっていくよということをひとつ申し上げたいので、話したわけだけど、今後の方針として、この決算内容はいいんですけれど、加入者がゼロ、ここしばらくずっとないわけで。やめる人がいる。そして、容易でないから売却する、個人売買していくという人もいます。ですから、その辺の対応はよく認識しているのか。町長、課長、できればお願いします。

○町長(齋藤文彦君) これは、本当に内部で話し合って、委員会の方でもいろいろ案を出しているわけですけれども、この営業と自家用を合わせて444口を1口でも増やそうと思っているいろやっているわけです。444口ですよね。全部合わせると。

今やっていますので、ちょっと課長の方から、いろいろ案がありますので、ちょっと話していただきたいと思います。

○生活環境課長(高橋良延君) それでは、一瀬議員から「加入の促進を」というような形

で、ご質問があったわけですけれども、実際我われも加入の促進ということについては、議会の方でも言われ、公営企業委員会の方でもいろいろ協議をしてきた経過はあります。ただ、具体案として、そういった案を委員会とか、そういったところに出した経緯がございませんでした。

それで、今回、公営企業委員会の方に、実際に新規加入促進ということで、具体案を委員会の方に示させていただきました。そこで、委員会の方でもいろいろまだ意見がありまして、継続協議という形にはなっておりますけれども、ここで1回具体案を出さないと、前には進めないというようなこともありましたので、ここは事務局の方で具体的な案を出していますので、その委員会の中で協議をして、その協議がまとまれば、議員の皆様方あるいは町民の皆様方に説明をして即新規加入、なにしろこれを図っていかなければ、そこで使用料をいただいて、温泉事業会計がより健全なものになっていくというようなことになると思いますので、ここはやはり新規加入促進、この具体案についていま協議をしているところでございます

○9番(一瀬寿一君) 温泉についても、予算の時も決算の時も、今日初めて言うわけではありませんよ。前々からずっと言っているんですけれども、なかなかそういう方向に行かないから、あえて申し上げているわけですよ。

そして、旅館にしても民宿にしても、こう景気が悪くてはみんなやめようかと、やめるに も町の方で加入金を払ったあれは引き取ってくれないよ。誰か買ってもらえないかなと、こ んな方が多いわけですよ。

ですから、やっぱりそこでは何らかの知恵を出して、今後いかないと、電気料も上がって くる。なにも上がってくるわけですよ。だから、現状維持じゃなくて、一つ前に出てくださ いよということは、これは初めて言うんじゃないですよ。前から言っているんですよ。

それは、私は、委員会とか、そういう話の内容は聞いていませんけれども、あえて申し上 げるということですから、その辺はひとつ実行に移して、早急にやるようにして、またより 良い決算ができるように、ぜひお願いしたいと思います。

○議長(稲葉昭宏君) 答弁はいいですか。

(一瀬議員「いいです」と呼ぶ)

○5番(高柳孝博君) いま一瀬議員から加入促進という話があったわけですが、温泉そのものは非常に貴重な財産のわけで、温泉が欲しくても出ないところがある。幸い松崎町は温泉が出ていて、財産があると・・。要は、温泉をいま温泉をお湯で使うということで考えてい

るわけですが、実は、温泉を使うのは、熱で使う方法もありますし、お湯で使う方法もいろいる・・、単に湯船の中で使うだけではない。方法というのは、世の中ではいろいろ今検討されているわけですね。そこら辺も、今後の温泉の使い方というのを考えなければいけないなというところが一つあると思うんですが。

それと、そのあたりの考え方はなかなかいろいろ契約者との絡みとかいろいろあると思う んですが、やはり今のままでいくと、人口も減っていきます。交流人口も減っていく中で、 ただし、湯量はそんなに天変地異がない限り減っていくということはないわけですので、そ のあたりをどう有効活用するかというのが1点です。

それと、もう一つは、15ページの費用の支出の方ですけれど、前にもお話したかと思うんですが、1番費用でかかっているのが動力費ということですよね。その中の電気代が非常にかかっていると、前にも、私もいろいろ調べたことがあるんですが、電気代を別に東電さんだけに限らずに、ほかのところを調べて契約してみると、場合によっては、2割くらいダウンしたとかというところが世の中では出ているわけです。そのあたりが、ここはそういうことが可能なエリアなのか。1回調べていただいて、可能であれば、可能性があるならば、コストダウンの道がもう一つあるのかなと思いますので、また、そのあたり、もし情報が入っているのだったら、教えていただきたい。その2点です。

○生活環境課長(高橋良延君) 温泉の有効活用ということがまず1点目だと思います。温泉の有効活用につきましてですが、高柳議員がおっしゃるように、現在捨てている温泉、余剰温泉というのがありまして、当初の計画口数でいきますと、750口の計画でした。現在の口数が、ただいまの444口、差し引きますと約300口あるということでございまして、これは1口5リットルですので、自家用でいけば300軒ほどまだ入れる余地はあるのかなというようなことがあると思います。ただ、これが、一般の家庭だけということではなくて、ほかにも利用できないかというような中での考えだと思うんですけれども、いま町内の方で温泉熱を利用して何かできないかという動きもあります。去年から勉強会を立ち上げて、まだ具体的な事業には至ってないようですけれども、そういった計画もあるように伺っております。そういった中で、具体的にそういったことが固まってきた時点で、温泉の方にも話があるのかなと思いますけれども、その時もやはり温泉を使用するわけですので、温泉会計にとっては、両方が、ウインウインの関係じゃないですけれども、温泉会計にとってもメリットがなければいけないし、そちらの利用する方にとってもメリットがなければならないと思いますので、そこは、そういった動きが具体的になった時点では、相談に来るのかなと考えております。

もう一つ、電気料の2点目の関係については、いま高柳議員がおっしゃったそこについては、話は特に来ておりません。ただ、今回、電気料が多いというのは、非常にこの決算額を見ても明らかなように、今回、ポンプのオーバーホールをした後、インバーター盤を増設して、電気料を少しでも削減したいなということで計画をしております。

今現在は、全てインバーターで絞ったりできないものですから、そのある一定の能力でずっと送り続けていくと、それだけ電気料がかさんでいるというような状況でございますので、それをインバーター化して、少しでも動力費を軽減したいなということで、これはいま計画をしているところでございます。

○5番(高柳孝博君) できるかどうかはちょっと試算してみないとわからないんですが、電気料という問題は、行政全体で電気料を考えてみると、ものすごい量のわけで、西豆衛生プラントの事務の方へ動力のことを言ったことがあるんですが、まだ初期の頃は、第二電力会社というんですか、東電さん以外のところでもとてもさばききれないという状況があって、申し込んでも受け入れないという状況があったわけです。それが、今はどうなっているのか、わからないんですが、この地区は果たして受け入れるかどうかというのは、わからないんですが、調べてないですけれど、もし、そのあたりも調べてみて、コストダウンの可能性があるのかどうか、なければ、それは、契約の可能性がないなら仕方がないんですけれど、あるならば、そのあたりも1回調べてみる価値があるのかなと思います。

全体の量でいくと、すごく大きな量になると思うので、一度やってみてください。その考え方は。

- ○生活環境課長(高橋良延君) そちらの方については、調べることはしたいと思います。ただ、例えば、第二電力とかという形の使用になった場合、やはり温泉とか水道というのは、そこは一番の・・、水道の方がライフラインですけれども、その信用性ですね。供給に対しての・・、ある意味、ちゃんとしてくれるのかどうかという・・、何か有事があった時に、そういったことで、第二電力というのはどうなのかというのが、ちょっと私の方で心配になったところですけれども、そこは調べていきたいとは思います。
- ○5番(高柳孝博君) 第二電力は大丈夫かどうかという話ですが、電力会社がそこをサポートできずに営業はできないんですよね。電力というのはインフラで、瞬断で切れても問題になるところですよ。だから、おそらく・・、わからない。想像でものを言っちゃいけないんですけれど、保守のところは持っていないので、保守はたぶん委託されると思う。そうすると同じところへ、電力会社と同じところでやる可能性があるので、そのあたりもしっかり調

べてください。その保守が担保できずに営業はまずできないと思います。電力に関しては。 だから、そこをもう一度調べていただいて、わかったら教えてください。

- ○町長(齋藤文彦君) ほかの市町等も参考にしてやっていきたいなと思っています。
- ○1番(藤井 要君) 2点ほどになりますけれど、今回、特別損失ということで、77万2000 円くらい落としているわけですけれども、これは当分のあいだ、これを落とせばないのかもしれませんけれども、貸倒引当金、今回、企業会計の原則が変わったわけですので、やっぱりいきなりガクーンと下げるんじゃなくて、ある程度こういう、不良債権と言ったらおかしいですけれども、そういうのを見越して、貸倒引当金を計算して、毎年、毎年やっていくのが筋じゃないかなと。そうすれば、安定的な収益ということも出てくることじゃないかと思いますので、そこら辺のところを1点お願いします。
- ○生活環境課長(高橋良延君) 藤井議員の、今回の特別損失と貸倒引当金の関係ということでございますけれども、今回、特別損失で上げました3件、77万2700円ですが、温泉会計については、ほぼこれで、ある意味回収不能と思われる額については、不納欠損をしたものでございます。

それで、貸倒引当金を26年度の当初予算の審議の中で、温泉の会計については、特にいた しませんでした。それは、ある意味ここでもう不納欠損をしたものですから、貸倒の引当を 見込むまでもなく、当初予算に計上しなかったものでございます。

ですので、今後はどうなるかわかりません。今後また使用料の不良債権化されるものもあるかもしれませんけれども、今現在ということでいきますと、この3件でほぼ見込んだというようなことでございます。

- ○1番(藤井 要君) 先ほど2点と言いましたので、高柳議員の方から電力の関係がありましたけれども、これは蛇足になるかもしれないけれど、船田の方で水力発電が始まるみたいな・・、契約をしたというようなことでありますけれど、温泉が余っているので温泉の熱を利用して・・、今度は冷やす水がいりますので、その問題もありますけれども、余っているんですから、冷やす水をどこかからということになりますけれども、そこら辺もちょっと自前である程度、全てというわけにはいかないけれど、ある程度の部分くらいは利用できるんじゃないかと思いますので、またそこら辺も検討課題かなと思いますので、検討をお願いしたい。それに関して、説明の方があれば・・。
- ○生活環境課長(高橋良延君) それは、先ほど言いました温泉の、ただ自家用に引くだけじゃなくて、いろいろ多角的に温泉有効活用ということで、検討させていただきたいと思いま

す。

- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○6番(土屋清武君) 貸借対照表のところで、過年度未収金が560万円ほどあるわけですけれ ども、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。現に使われていても払っていな いのか。もうここにいないのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。
- ○生活環境課長(高橋良延君) 土屋議員の質問は、7ページのところでございます。

貸借対照表の7ページ、(2)未収金のハ、過年度未収金の額、これが560万9931円ほどございます。この内容についてでございます。

こちらの過年度未収金については、前年対比67万3000円の減でございます。現在未納者は7名ということになっております。この中で特に、大口滞納者といいますか、100万円以上の大口滞納者が1名おりまして、その滞納額については385万円、過年度未収金全体の約7割ですね。68パーセントを占めている状況でございます。これが非常に大きいことでございます。この大口滞納者の対応につきましては、現在分納計画、いっぺんにということではございませんので、分納計画によって、滞納を減らしていってもらうように現在やってもらっております。以上です。

- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○1番(藤井 要君) 先ほど貸倒引当金の関係で聞きましたけれども、いま私は、翌月とか、 自動引き落としの関係があるから、これはすぐに消えるものだと思っていたんですよ。

そしたら、大口、100万円以上が3件とか、300・・あとは分納・・、貸倒引当金と言っていて、もうこれは発生しませんというようなことを言っていて、おかしな回答になるんじゃないかと思うんですよ。どうですか、そこのところは。

○生活環境課長(高橋良延君) 貸倒引当金につきましては、今後回収不能、もう完全に焦げ付いて、不良債権化してしまったということで、貸倒引当金を計上したものでございます。

ですので、ここは、引き続きいま徴収に努めておりますので、それをやった上で、本当に どうしてもだめだったというような場合に、それは、貸倒引当金に計上してという形になろ うかと思います。

○1番(藤井 要君) 貸倒引当金の説明というか、今後発生する未収金に対して、今後発生・、例えば、1パーセントはいつも発生するようなこと、それをどんどん、どんどん積み立てていって、最後に残った時に、それで回収するというのが貸倒引当金で、今はなくなっちゃったから、貸倒引当金をゼロということではないんですよね。これは。将来的に発生

するであろう、それを見越して貸倒引当金をやるんだから、ちょっとそこは違うと思うんで すけれども。

○生活環境課長(高橋良延君) 藤井議員は、農協の方におられましたので、そういったいわゆる企業ですね。会社というなかでの経理ということで、やはり貸倒引当金というのは、一般の会社ではこう計上してあるわけです。

今回、制度改正によって、こういった温泉会計でも設けなさいという話がありましたけれども、我われについては、貸し倒れの例えば実績率を基に計上するというのは過去に実績がありませんので、それは、総務省の通達によって、1件1件精査して、それで、要するに、回収不能なものについて貸倒引当金を計上しなさいということがありますので、そこは、実績率を基にこれだけだという計上の仕方ではなくて、全て1件1件のケースを精査して、最終的に、これは今現在徴収に努めていますので、引当金としては計上しなかったということでございます。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようですので、これで質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 平成25年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定についての討論に 入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第42号 平成25年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定についての件を 挙手により採決します。 本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第43号 平成25年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第43号 平成25年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての 件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時45分)